

# 駒澤大学仏教文学研究所規程

## (名称・設置)

第一条 駒澤大学に駒澤大学仏教文学研究所（以下「研究所」という）を設置する。

## (目的)

第二条 研究所は、建学の理念に基づき、仏教文学及び仏教と文学に関連する総合的研究を行い、もって文化の向上に資することを目的とする。

## (事業)

第三条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(一) 研究会及び講演会の開催

(二) 図書及び研究紀要の刊行

(三) 国内外の同種の研究団体及び関係する諸機関等との連携並びに学会等の開催

(四) その他研究所の目的を達成するために必要な事業

## (職員)

第四条 研究所には次の職員を置く。

(一) 所長一人

(二) 所員若干人

二 所員は、本学の専任教員の中から学長がこれを委嘱し、その任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

## (所長)

第五条 所長は、研究所を代表し、研究所の運営を統括する。二 所長は、運営委員会の議を経て、本学専任教員の中から学長がこれを委嘱し、その任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

## (幹事)

第六条 所長を補佐し、研究所の事務を掌るため、研究所に幹事を置く。

二 幹事は、運営委員会の議を経て、所員の中から学長がこ

れを委嘱し、その任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

## (顧問)

第七条 研究所に必要な助言を与え、事業の円滑な運営をはかるため、若干人の顧問を置くことができる。

二 顧問には、退職した所長経験者を含めることができる。

三 顧問は、運営委員会の議を経て、所長が推薦し、学長がこれを委嘱する。

## (運営委員会)

第八条 研究所には、運営に関わるすべての事項を審議し決定するために運営委員会を置く。

二 運営委員会は、所長及び所員をもって構成する。

## (研究員)

第九条 研究所には、研究員を置くことができる。

二 研究員は、本研究所で行う研究活動に参加を希望する本学及び他大学の大学院生並びに国内外の研究者の中から、運営委員会の議を経て所長が推薦し、学長が委嘱する。

三 研究員の研究期間は一年とする。ただし、事情により研究期間の延長を認める。

## (運営費)

第十条 研究所の運営費は、駒澤大学の年間予算、寄付金その他をもって充てる。

## (規程の改廃)

第十一条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、大学の承認を得なければならない。

## 附則

この規程は、平成八年四月一日から施行する。

## 附則

この規程は、平成十年四月一日から施行する。

## 附則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

一 坂口博規所長は平成二十五年三月をもって退職され、平成二十五年四月より文学部の田中徳定教授が所長に就任した。

二 阿部昌子・池田大輔・伊藤達氏・塩崎真理子の四氏を연구원として再任するとともに、新たに徳野崇行氏を연구원として委嘱した。

三 平成二十五年度公開講演会開催

九月二十日（金）三時より

於 駒澤大学会館二四六

禅の問答をよむ

駒澤大学教授

小川 隆氏

儒教的仏教の自覚

大阪大学名誉教授

加地 伸行氏

講演会については、例年は本部棟中央講堂にて開催していましたが、本年度は耐震工事のため、大学会館二四六で開催いたしました。講演をお引き受けくださった加地伸行先生と本学の小川隆先生は、ともに大変なお話上手であって多彩な議論を楽しく展開されたため、多彩な聴衆で満席となった会場がしばしば沸いたことでした。有意義な講演をご寄稿くださった両先生に感謝いたします。

このところ所員の論文が減っているため、本年度は所員・研究員の発表を増やすことを方針として呼びかけた結果、所員三名・研究員一名の論文を掲載することができました。次号はさらに多くの所員・研究員の方々が投稿されることを期待いたします。

(K)